



# 熊本県公報

第 1 2 2 2 2 号  
平成 25 年 6 月 14 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定..... (障がい者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定..... ( " ) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (高齢者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定..... (障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定..... ( " ) 2
- 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正..... (県政情報文書課) 3
- 漁船保険義務加入同意の承認..... (団体支援課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... ( " ) 3
- 保安林の指定に関する予定..... (森林保全課) 4
- 保安林の指定に関する予定..... ( " ) 4
- 保安林の指定に関する予定..... ( " ) 4
- 保安林の指定に関する予定..... ( " ) 5
- パソコン及びプリンタの借入りに係る一般競争入札の参加資格等..... (情報企画課) 5
- 道路の区域変更..... (道路保全課) 5
- 道路の供用開始..... ( " ) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出..... (商工振興金融課) 6
- 平成 2 4 年度下半期熊本県公営企業業務状況公表..... (環境立県推進課) 7
- コンピュータネットワークシステム賃貸借に係る一般競争入札の落札結果..... (産業支援課) 17
- パソコン及びプリンタの借入りに係る一般競争入札の実施..... (情報企画課) 17
- 平成 2 5 年度第 1 回熊本県行政文書等管理委員会の開催..... (熊本県行政文書等管理委員会) 20

## 告 示

**熊本県告示第 6 0 5 号**  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。  
 平成 2 5 年 6 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
障害者多機能型就労支援 風月球磨郡錦町大字西 2 3 1 1 番地 1 3	N P O 法人木もれ陽会 球磨郡錦町大字西 2 3 1 1 番地 1 3 池田 真由美	平成 2 5 年 6 月 1 日	4311880217	就労移行支援、就労継続支援 B 型

**熊本県告示第 6 0 6 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 6 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
グループホームケアホーム事業所 新宮の里 球磨郡錦町大字西 2 3 1 1 番地 1 3	N P O 法人木もれ陽会 球磨郡錦町大字西 2 3 1 1 番地 1 3 池田 真由美	平成 2 5 年 6 月 1 日	4321880223	共同生活援助、共同生活介護

**熊本県告示第 6 0 7 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 6 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
茶話本舗デイサービス玉名 熊本県玉名市中 1 2 1 1	株式会社元気サービス	平成 2 5 年 6 月 1 6 日

**熊本県告示第 6 0 8 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 6 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
よほう苑 菊池市隈府 5 6 9 番地	特定非営利活動法人 余芳舎 熊本市中央区京町本丁 8 番 1 2 号 今坂 晋典	就労移行支援（一般型）	平成 2 5 年 6 月 1 日

**熊本県告示第 6 0 9 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 6 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
どんぐり 上天草市大矢野町登立 8 5 7 7 番地 1	N P O 法人どんぐり村 上天草市大矢野町登立 8 5 7 7 番地 1 坂本 敏夫	就労継続支援 B 型	平成 2 5 年 6 月 1 日

熊本県告示第610号

平成22年6月25日熊本県告示第648号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成25年6月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

表熊本県非常勤職員採用試験（訪問看護推進体制整備支援事業補助嘱託職員）の項の次に次のように加える。

熊本県県央広域本部宇城地域振興局非常勤職員採用試験（獣医師）	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	県央広域本部宇城地域振興局保健福祉環境部衛生環境課
--------------------------------	------------	------------	---------------------------

表熊本県非常勤職員採用試験（建設業者等情報処理業務嘱託員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（土木技術嘱託員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	監理課
熊本県非常勤職員採用試験（建築技術嘱託員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	監理課
熊本県非常勤職員採用試験（土木事務嘱託員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	監理課

熊本県告示第611号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、下記加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものと認められるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。なお、平成21年6月16日熊本県告示第578号、平成21年6月16日熊本県告示第579号、平成21年6月16日熊本県告示第580号、平成21年6月16日熊本県告示第581号、平成21年6月16日熊本県告示第582号、平成21年6月16日熊本県告示第583号、平成21年6月16日熊本県告示第584号、平成21年6月16日熊本県告示第585号、平成21年6月16日熊本県告示第586号、平成21年6月16日熊本県告示第587号、平成21年6月16日熊本県告示第588号、平成21年6月16日熊本県告示第589号及び平成21年6月16日熊本県告示第590号で公示した下記加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成25年6月15日限り消滅するので、同条第2項の規定により公示する。

平成25年6月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

記

（加入区名）

荒尾、海路口、樋島、栖本、中、維和、上、湯島、御所浦、佐伊津、崎津、久玉、深海

熊本県告示第612号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成25年6月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

（訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーションあさぎり 球磨郡あさぎり町免田東3333番地3	社会福祉法人東陽会	平成25年6月6日

熊本県告示第613号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成25年6月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーションあさぎり 球磨郡あさぎり町免田東3333 番地3	社会福祉法人東陽会	平成25年6月6日

熊本県告示第614号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成25年6月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町岩野字底野3186番40
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第615号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成25年6月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市班蛇口字焼塚2864番1から2864番3まで
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第616号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成25年6月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町坂梨字箱石3885番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第617号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成25年6月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿央町霜野字大山1616番、1618番1、1618番2、1619番、1620番、1621番1、1621番2、1624番
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大山1621番2・1624番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第618号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。  
平成25年6月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
パソコン及びプリンタの借入れ一式
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成25年6月28日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成27年3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成27年1月4日から平成27年1月31日（閉庁日を除く。）まで行う。

**熊本県告示第619号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成25年6月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 6 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	荒尾南関線	荒尾市大字平山字市場 1 1 1 9 番 1 地先から	前	7.8	71.0	単幹道 (バイパス整備)
		同所 1 1 0 5 番 3 地先まで		24.2		
		荒尾市大字平山字毘沙門前 1 4 6 1 番地先から	後	7.8	71.0	
		荒尾市大字平山字市場 1 1 2 5 番 1 地先まで		24.2		
		12.5	237.3			
		74.5				

2 区域を変更する期日 平成 2 5 年 6 月 1 4 日

熊本県告示第 6 2 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 6 月 1 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 6 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	郡浦網田線	宇土市下網田町字独地藏 1 5 9 2 番 3 地先から 宇土市下網田町字独地藏 1 5 9 1 番 1 地先まで	106.3	2 4 条工事

2 供用を開始する期日 平成 2 5 年 6 月 1 4 日

公 告

熊本県公告第 3 4 2 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 5 年 6 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス菊陽店  
菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂 2 1 9 9 ほか

2 大規模小売店舗を設置する法人の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
有限会社コウタキ 代表取締役 上瀧信策	福岡県北九州市小倉北区篠崎二丁目 4 3 番 2 2 号

3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
ダイレックス株式会社 代表取締役 大寫秀昭	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地

4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日（希望予定日）

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1, 5 0 9 平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物敷地内 130台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物北側 18台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物北側 45平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内東側 18立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
4箇所 建物敷地北側及び西側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 8 届出年月日  
平成25年5月31日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部菊池地域振興局総務振興課  
平成25年6月14日から平成25年10月14日まで

熊本県公告第343号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成24年度下半期の熊本県公営企業（電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業）の業務の状況を次のとおり公表する。  
平成25年6月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県電気事業業務状況

熊本県電気事業の平成24年度下半期（平成24年10月1日から平成25年3月31日まで）における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況

平成24年度下半期における水力発電供給電力量は、58,478,766キロワット時となり、当期の目標供給電力量54,241,000キロワット時に対し107.8パーセントの達成率となった。また、電力料金収入は、664,681,252円（消費税及び地方消費税を含む。）となり、当期の目標料金収入額661,179,750円（消費税及び地方消費税を含む。）に対し100.5パーセントの達成率となった。これは、期間中の降雨量が平年（企業局発電所運転開始後の平均）と比べて多く、発電量が伸びたためである。

風力発電電力量は、1,130,100キロワット時であり、当期の計画供給電力量1,353,888キロワット時に対し発電量が伸びず、83.5パーセントの達成率となった。

(1) 電力の供給状況について

下半期各月の電力の供給状況は、次のとおりである。

なお、本県の電気事業のうち水力発電については、電気事業法上の「卸供給事業者」として電力を供給している。

また、風力発電については、電力会社と電力需給契約を締結しているが、制度上は自家用電気工作物による余剰電力扱いである。

月	区 分	水 力 発 電				
		市房第一	市房第二	緑川第一	緑川第二	緑川第三
10	目標 (kWh)	2,145,000	490,000	4,399,000	2,750,000	117,000
	実績 (kWh)	2,220,581	436,167	4,120,027	2,947,848	94,600
	達成率 (%)	103.5	89.0	93.7	107.2	80.9
11	目標 (kWh)	1,278,000	255,000	3,181,000	2,126,000	102,000
	実績 (kWh)	2,913,986	671,990	3,023,608	2,343,431	75,800
	達成率 (%)	228.0	263.5	95.1	110.2	74.3
12	目標 (kWh)	1,548,000	310,000	3,321,000	2,203,000	110,000
	実績 (kWh)	2,061,567	475,019	3,489,946	2,558,756	78,400

	達成率 (%)	133.2	153.2	105.1	116.1	71.3
1	目標 (kWh)	1,365,000	296,000	3,443,000	2,331,000	101,000
	実績 (kWh)	2,588,681	628,900	3,996,856	2,976,187	80,400
	達成率 (%)	189.6	212.5	116.1	127.7	79.6
2	目標 (kWh)	1,639,000	383,000	3,480,000	2,339,000	113,000
	実績 (kWh)	3,510,102	972,787	4,834,515	560,600	228,600
	達成率 (%)	214.2	254.0	138.9	24.0	202.3
3	目標 (kWh)	2,863,000	641,000	5,052,000	3,131,000	133,000
	実績 (kWh)	2,346,676	306,985	4,849,441	△ 7,590	323,200
	達成率 (%)	82.0	47.9	96.0	△ 0.2	243.0
計	目標 (kWh)	10,838,000	2,375,000	22,876,000	14,880,000	676,000
	実績 (kWh)	15,641,593	3,491,848	24,314,393	11,379,232	881,000
	達成率 (%)	144.3	147.0	106.3	76.5	130.3

月	区分	水 力 発 電			風力発電	全発電所 計
		笠 振	菊 鹿	水 力 計	阿蘇車帰	
10	目標 (kWh)	290,000	258,000	10,449,000	225,649	10,674,649
	実績 (kWh)	255,700	228,700	10,303,623	180,400	10,484,023
	達成率 (%)	88.2	88.6	98.6	79.9	98.2
11	目標 (kWh)	170,000	202,000	7,314,000	225,649	7,539,649
	実績 (kWh)	113,000	202,700	9,344,515	207,900	9,552,415
	達成率 (%)	66.5	100.3	127.8	92.1	126.7
12	目標 (kWh)	139,000	182,000	7,813,000	225,649	8,038,649
	実績 (kWh)	177,900	202,900	9,044,488	205,900	9,250,388
	達成率 (%)	128.0	111.5	115.8	91.2	115.1
1	目標 (kWh)	140,000	171,000	7,847,000	225,649	8,072,649
	実績 (kWh)	235,700	189,900	10,696,624	189,900	10,886,524
	達成率 (%)	168.4	111.1	136.3	84.2	134.9
2	目標 (kWh)	216,000	176,000	8,346,000	225,649	8,571,649
	実績 (kWh)	359,500	237,300	10,703,404	127,200	10,830,604
	達成率 (%)	166.4	134.8	128.2	56.4	126.4
3	目標 (kWh)	393,000	259,000	12,472,000	225,643	12,697,643
	実績 (kWh)	292,900	274,500	8,386,112	218,800	8,604,912
	達成率 (%)	74.5	106.0	67.2	97.0	67.8
計	目標 (kWh)	1,348,000	1,248,000	54,241,000	1,353,888	55,594,888
	実績 (kWh)	1,434,700	1,336,000	58,478,766	1,130,100	59,608,866
	達成率 (%)	106.4	107.1	107.8	83.5	107.2

(2) 電力料金について

当期の料金収入は、次のとおりである。

なお、水力発電の九州電力株式会社との電力受給契約における契約料金については、基本料金及び従量料金（供給電力量に 1 円／キロワット時を乗じたもの）の二部料金制である。

また、風力発電における同社との契約料金は、発電量に応じた完全従量制となっている。料金単価については、10.70 円／キロワット時であったが、平成 24 年 1 月 2 月 1 日より電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく調達価格に移行し、19.03 円／キロワット時となっている。

ア 水力発電

基本料金 574,551,000 円 (月額 95,909,000 円×5 月)  
(月額 95,006,000 円×1 月)

従量料金 58,478,766 円 (従量 58,478,766kWh×1 円)

小 計 633,029,766 円

消費税相当額	31,651,486円
合 計	664,681,252円

イ 風力発電

従量料金	18,270,206円	(従量 388,300kWh×10.70円)
消費税相当額	913,508円	(従量 741,800kWh×19.03円)
合 計	19,183,714円	

(3) 修繕及び改良工事等について  
平成 24 年度下半期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

発電所等	工事名	工事金額 (円・税込)	工期
発電総合 管理所	発電総合管理所 C V C F 用蓄電池取替工事	12,232,500	H24.12.10 ~H25.3.21
荒瀬ダム	荒瀬ダム本体等撤去(放 水路)工事	48,825,000	H24.11.05 ~H25.5.20
荒瀬ダム	中津道八代線地域自主戦 略交付金(道路改良その 1)工事 他合併	40,881,680	H24.10.25 ~H25.3.29

(4) 職員数について  
平成 24 年度電気事業の職員数は次のとおりである。  
(平成 25 年 3 月 31 日現在)

区 分		職 員	現業職員	嘱 託	計
本 庁	局 長	1	0	0	1
	次 長	1	0	0	1
	総務経営課	25	0	0	25
	うち荒瀬ダム撤去準備室	( 9 )	( 0 )	( 0 )	( 9 )
	工 務 課	10	0	0	10
発 電 総 合 管 理 所		19	2	16	37
計		56	2	16	74

(5) 条例等の制定、改廃について

< 条 例 >

な し

< 管理規程 >

平成 24 年 12 月 11 日	熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程(熊本県公営企業管理規程第 16 号)
平成 25 年 3 月 29 日	熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程(熊本県公営企業管理規程第 1 号)
平成 25 年 3 月 29 日	熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令(熊本県公営企業管理規程第 2 号)
平成 25 年 3 月 29 日	熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令(熊本県公営企業管理規程第 3 号)

2 経理の状況

平成 24 年度下半期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県電気事業合計残高試算表

平成25年3月31日

単位：円

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
	459,858	営 業 収 益	1,350,027,238	1,349,567,380
		営 業 外 収 益	26,960,847	26,960,847
		特 別 利 益	208,277,143	208,277,143
1,195,102,084	1,213,040,161	営 業 費 用	17,938,077	
37,114,589	37,114,589	営 業 外 費 用		
420,095,762	420,114,151	特 別 損 失	18,389	
12,783,139,816	12,932,415,464	水 力 発 電 設 備	149,275,648	
	141,620,823	減価償却累計額（水力）	7,990,853,427	7,849,232,604
440,687,568	440,687,568	業 務 設 備		
		減価償却累計額（業務）	169,973,080	169,973,080
437,284,882	437,284,882	風 力 発 電 設 備		
		減価償却累計額（風力）	111,571,443	111,571,443
94,434,520	94,434,520	建 設 仮 勘 定		
1,755,562,360	6,339,383,027	荒瀬ダム仮勘定	4,583,820,667	
29,515,813	10,264,059,888	事 業 外 固 定 資 産	10,234,544,075	
142,179,631	161,417,210	無 形 固 定 資 産	19,237,579	
571,142,976	942,285,952	投 資 及 び 基 金	371,142,976	
6,160,803,525	30,273,488,019	現 金 預 金	24,112,684,494	
463,142,232	610,074,943	未 収 金	146,932,711	
		短 期 投 資		
7,219,834	7,219,834	貯 蔵 品		
	27,970,500	前 払 金	27,970,500	
56,610,000	399,959,000	前 払 費 用	343,349,000	
	69,485,474	雑 流 動 資 産	69,485,474	
		受 託 金		
	23,130,000	退 職 給 与 引 当 金	264,625,315	241,495,315
		修繕準備引当金	296,789,859	296,789,859
		一 時 借 入 金		
	101,715,016	未 払 金	584,512,979	482,797,963
	128,549,662	未 払 費 用	280,188,720	151,639,058
	129,160,454	預 り 金	145,259,233	16,098,779
		雑 流 動 負 債		
		自 己 資 本 金	9,949,525,311	9,949,525,311
	134,875,821	借 入 資 本 金	1,460,725,898	1,325,850,077
		資 本 剰 余 金	980,381,665	980,381,665
	695,734,750	利 益 剰 余 金	2,129,609,818	1,433,875,068
24,594,035,592	66,025,681,566	合 計	66,025,681,566	24,594,035,592

3 平成 25 年度経営方針

「熊本県企業局経営基本計画（第三期）」（平成 22 年度策定）に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進に取り組んでいく。

平成 24 年度から着手している荒瀬ダム（藤本発電所）本体撤去について、引き続き着実に実施するとともに、電気事業の電力料金収入の確保のため、工事等による発電停止期間を最小限に留め、設備利用率の向上に引き続き努める。

また、風力発電所の収入確保を含めた収支改善についても引き続き重点的に取り組む。

4 平成 25 年度予算の概要

平成 2 5 年度予算の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出	
事業収益	1, 405, 976, 000 円
(内訳)	
営業収益	1, 394, 689, 000 円
(うち、電力料収入)	1, 389, 777, 000 円)
営業外収益	11, 287, 000 円
事業費	1, 496, 780, 000 円
(内訳)	
営業費用	1, 257, 236, 000 円
営業外費用	52, 706, 000 円
特別損失	166, 838, 000 円
予備費	20, 000, 000 円
差引純損失	90, 804, 000 円
(2) 資本的収入及び支出	
資本的収入	757, 538, 000 円
(内訳)	
他会計からの返還金	371, 142, 000 円
荒瀬ダム関連交付金等	386, 396, 000 円
資本的支出	1, 747, 819, 000 円
(内訳)	
建設改良費	1, 335, 159, 000 円
企業債償還金	137, 106, 000 円
その他	275, 554, 000 円

熊本県工業用水道事業業務状況

熊本県工業用水道事業の平成 2 4 年度下半期（平成 2 4 年 1 0 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで）における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況

有明工業用水道の平成 2 4 年度下半期における受水企業数は 1 1 社で、契約水量は 1 3, 4 4 4 立方メートル／日であった。給水能力に対する契約率は、3 9. 7 パーセントで、平成 2 3 年度下半期に比べ、契約水量は 7 4 0 立方メートル／日減少し、料金収入は前年同期比 9 5. 7 パーセントとなっている。

八代工業用水道の平成 2 4 年度下半期における受水企業数は 2 5 社で、契約水量は 9, 1 5 2 立方メートル／日であった。給水能力に対する契約率は 3 3. 5 パーセントで、平成 2 3 年度下半期に比べ、契約水量は 7 2 立方メートル／日減少し、料金収入は、前年同期比 9 8. 3 パーセントとなっている。

苓北工業用水道の平成 2 4 年度下半期における受水企業数は 2 社で、契約水量は 7, 0 6 0 立方メートル／日であった。給水能力に対する契約率は 9 8. 1 パーセントで、平成 2 3 年度下半期に比べ、契約水量は変わらず、料金収入は前年同期比 9 9. 4 パーセントとなっている。

(1) 給水の状況について

有明工業用水道、八代工業用水道及び苓北工業用水道の平成 2 4 年度下半期の契約水量及び料金収入等の状況は、次のとおりである。

有明工業用水道 給水能力：3 3, 8 6 0 m<sup>3</sup>／日  
 契約水量：1 3, 4 4 4 m<sup>3</sup>／日 （平成 2 5 年 3 月 3 1 日現在）  
 料金：基本使用水量 5 0 円／m<sup>3</sup>、超過使用水量 1 0 0 円／m<sup>3</sup>

月	受水企業数	契約水量 (m <sup>3</sup> ／月)	料金収入 (円、税込)	前年同期比 (%)
10	1 1	416, 767	17, 546, 375	96. 4
11	1 1	403, 320	16, 601, 602	96. 3
12	1 1	416, 764	16, 960, 947	96. 2
1	1 1	416, 764	16, 959, 687	96. 2
2	1 1	376, 432	15, 318, 429	92. 9
3	1 1	416, 764	17, 154, 987	96. 3
計		2, 446, 811	100, 542, 027	95. 7

八代工業用水道 給水能力：27,300 m<sup>3</sup>/日  
 契約水量：9,152 m<sup>3</sup>/日 (平成 25 年 3 月 31 日現在)  
 料金：基本使用水量 35 円/m<sup>3</sup>、超過使用水量 70 円/m<sup>3</sup>

月	受水企業数	契約水量 (m <sup>3</sup> /月)	料金収入 (円、税込)	前年同期比 (%)
10	25	283,712	8,870,970	99.0
11	25	274,560	8,579,336	98.8
12	25	283,712	8,865,310	98.7
1	25	283,712	8,871,190	99.1
2	25	256,256	8,007,384	95.3
3	25	283,712	8,869,426	98.7
計		1,665,664	52,063,616	98.3

苓北工業用水道 給水能力：7,200 m<sup>3</sup>/日  
 契約水量：7,060 m<sup>3</sup>/日 (平成 25 年 3 月 31 日現在)  
 料金：基本使用水量 50 円/m<sup>3</sup>、超過使用水量 100 円/m<sup>3</sup>

月	受水企業数	契約水量 (m <sup>3</sup> /月)	料金収入 (円、税込)	前年同期比 (%)
10	2	218,860	11,490,150	99.9
11	2	211,800	11,119,500	100.0
12	2	218,860	11,490,150	100.0
1	2	218,860	11,490,150	100.0
2	2	197,680	10,378,200	96.6
3	2	218,860	11,490,150	100.0
計		1,284,920	67,458,300	99.4

(2) 修繕及び改良工事等について  
 平成 24 年度下半期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

事業名	工 事 名	工事金額 (円・税込)	工 期
苓北	(改良) 都呂々ダム監視カメラ取替工事	11,413,500	H24.10.29 ~H25.3.8
有明	有明工水スラッジ処理脱水機ろ布等取替工事	2,425,500	H25.1.21 ~H25.3.15
有明	有明工水浄水場フロキュレーター水中軸修繕工事	1,773,450	H24.12.3 ~H25.3.4

(3) 職員数について  
 平成 24 年度工業用水道事業の職員数は次のとおりである。  
 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

区 分		職 員	現業職員	嘱 託	計	
有明	本庁	総務経営課	3	0	0	3
		工務課	1	0	0	1
八代		0	0	0	0	
苓北	都呂々ダム管理事務所	2	1	4	7	
計		6	1	4	11	

(4) 条例等の制定、改廃について

< 条 例 >  
 な し

< 管理規程 >

平成 24 年 12 月 11 日	熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第 16 号)
平成 25 年 3 月 29 日	熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第 1 号)
平成 25 年 3 月 29 日	熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令 (熊本県公営企業管理規程第 2 号)

平成 2 5 年 3 月 2 9 日 熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令（熊本  
県公営企業管理規程第 3 号）

2 経理の状況

平成 2 4 年度下半期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県工業用水道事業合計残高試算表

平成25年3月31日

(単位：円)

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
	160,503,699	営 業 収 益	765,468,349	604,964,650
	359	営 業 外 収 益	159,874,713	159,874,354
807,592,098	808,411,475	営 業 費 用	819,377	
142,336,555	142,336,818	営 業 外 費 用	263	
12,570,723,422	12,704,671,654	工 業 用 水 道 設 備	133,948,232	
199,384,832	199,384,832	建 設 仮 勘 定		
	49,733,296	減 価 償 却 累 計 額	3,967,028,007	3,917,294,711
13,692,479,073	13,905,777,809	無 形 固 定 資 産	213,298,736	
		投 資 及 び 基 金		
1,232,137,972	6,890,042,026	現 金 預 金	5,657,904,054	
94,101,710	154,799,228	未 収 金	60,697,518	
		短 期 投 資		
10,506,320	11,966,320	貯 蔵 品	1,460,000	
	40,365,600	前 払 金	40,365,600	
	7,701,000	前 払 費 用	7,701,000	
42,000,000	81,857,112	雑 流 動 資 産	39,857,112	
	278,428,800	他 会 計 借 入 金	1,737,752,368	1,459,323,568
		退 職 給 与 引 当 金	48,485,320	48,485,320
	5,461,373	修 繕 準 備 引 当 金	392,975,991	387,514,618
		一 時 借 入 金		
	60,541,095	未 払 金	67,613,195	7,072,100
	25,236,963	未 払 費 用	64,413,480	39,176,517
	103,707,330	預 り 金	146,115,620	42,408,290
	449,790,725	前 受 金	496,418,840	46,628,115
		そ の 他 流 動 負 債		
		自 己 資 本 金	30,000	30,000
	700,734,184	借 入 資 本 金	14,319,399,636	13,618,665,452
	5,579,504	資 本 剰 余 金	17,015,200,846	17,009,621,342
	9,050,207,213	利 益 剰 余 金 (一 欠 損 金)	480,444,158	-8,569,763,055
	9,845,567	受 託 工 事 金	29,811,567	19,966,000
28,791,261,982	45,847,083,982	合 計	45,847,083,982	28,791,261,982

3 平成 2 5 年度経営方針

「熊本県企業局経営基本計画（第三期）」（平成 2 2 年度策定）に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進に取り組んでいく。

そのため、新規受水企業の確保等により収益増を図るとともに、業務内容の見直しによる経費節減に努める。また、工業用水道需要の見極めを行いながら他用途での利用も検討する。

特に有明工業用水道事業は、竜門ダムに係る企業債の償還費用、同ダム管理分担金及び市町村交付金等が経営を圧迫する一方、多量の未利用水や浄水施設の老朽化など、様々な課題を抱えていることから、平成 2 3 年度に「熊本県有明工業用水道事業経営再建

計画」を策定し、更なる経営改善に取り組んでいるところ。  
 平成 25 年度においても、県商工観光労働部、地元市町、県企業局で構成する有明工  
 水需要開拓推進会議を中心に、各組織が連携を取りながら誘致活動に取り組むとともに、  
 工業用水以外の水を利用して既存立地企業の工業用水への転換、未利用水の他用途へ  
 の転用等、あらゆる可能性を探りながら工業用水の需要拡大に努める。  
 併せて、施設の計画的な設備更新を行うなど、収支改善による経営健全化及び工業用  
 水の安定供給維持に向けた経営基盤の強化を目指し、再建計画を着実に実施する。

4 平成 25 年度予算の概要  
 平成 25 年度予算の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出	
事業収益	801,515,000円
(内訳)	
営業収益	669,470,000円
営業外収益	132,045,000円
事業費	1,033,132,000円
(内訳)	
営業費用	876,827,000円
営業外費用	149,305,000円
予備費	7,000,000円
差引純損失	231,617,000円
(2) 資本的収入及び支出	
資本的収入	1,345,307,000円
(内訳)	
企業債	365,000,000円
長期借入金	371,442,000円
工事受託金	255,708,000円
補助金	130,737,000円
その他	222,420,000円
資本的支出	1,470,526,000円
(内訳)	
建設改良費	469,948,000円
企業債償還金	628,006,000円
長期借入金償還金	372,572,000円

熊 本 県 有 料 駐 車 場 事 業 業 務 状 況

熊本県有料駐車場事業の平成 24 年度下半期（平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況

平成 24 年度下半期における熊本県営有料駐車場（安政町）の利用状況は、利用台数 85,746 台（対目標比 89.4 パーセント）で、料金収入 52,133,109 円（消費税及び地方消費税を含む。）（対目標比 87.0 パーセント）であった。

郊外の大型ショッピングセンターを利用することによる中心市街地への買物客減少、また中心市街地における低価格の新規立体駐車場の影響等から利用台数は減少傾向にあり、平成 24 年度下半期の利用台数、利用料金ともに目標を下回った。

また、熊本県営第二有料駐車場（新屋敷）の利用状況は、利用台数 142 台で、料金収入 1,434,200 円（消費税及び地方消費税を含む。）であった。

(1) 利用台数及び料金収入について

平成 24 年度下半期各月の利用台数、承認台数及び料金収入の状況は、次のとおりである。

月別	県営有料駐車場（安政町）						県営第二有料駐車場（新屋敷）		備考
	目 標		実 績		達 成 率		実 績		
	利用 台数 (台)	金 額 (円、税込)	利用 台数 (台)	金 額 (円、税込)	台数 %	金額 %	承認 台数 (台)	金額 (円、税込)	
10	15,710	9,825,690	13,922	8,645,851	88.6	88.0	24	242,400	
11	16,032	10,163,010	13,956	8,219,284	87.1	80.9	23	232,300	
12	17,708	11,035,230	16,383	9,892,132	92.5	89.6	24	242,400	
1	16,262	10,220,820	14,152	8,756,390	87.0	85.7	24	242,400	
2	14,739	9,189,030	12,533	7,839,623	85.0	85.3	23	232,300	
3	15,432	9,522,730	14,800	8,779,829	95.9	92.2	24	242,400	
計	95,883	59,956,510	85,746	52,133,109	89.4	87.0	142	1,434,200	

(2) 修繕及び改良工事等について  
平成 24 年度下半期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

工 事 名	工事金額（円・税込）	工 期
県営有料駐車場 入口満空表示灯設置工事	798,000 円	H25. 1. 21 ～H25. 3. 29

(3) 職員数について  
平成 24 年度有料駐車場事業の職員数は次のとおりである。  
(平成 25 年 3 月 31 日現在)

区 分	職 員	現業職員	嘱 託	計
本庁 総務経営課	1	0	0	1

(4) 条例等の制定、改廃について

< 条 例 >

な し

< 管理規程 >

平成 24 年 12 月 11 日	熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第 16 号）
平成 25 年 3 月 29 日	熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第 1 号）
平成 25 年 3 月 29 日	熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令（熊本県公営企業管理規程第 2 号）
平成 25 年 3 月 29 日	熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令（熊本県公営企業管理規程第 3 号）

2 経理の状況

平成 24 年度下半期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県有料駐車場事業合計残高試算表

平成25年3月31日

単位：円

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	103,775,386	103,775,386
		営 業 外 収 益	1,562,765	1,562,765
		特 別 利 益		
59,079,711	59,182,213	営 業 費 用	102,502	
		営 業 外 費 用		
2,089,631,754	2,090,637,016	有 料 駐 車 場 設 備	1,005,262	
	954,998	減 価 償 却 累 計 額	538,826,527	537,871,529
		建 設 仮 勘 定		
148,100	148,100	無 形 固 定 資 産		
		投 資 及 び 基 金		
835,027,970	4,005,664,385	現 金 預 金	3,170,636,415	
879,186	1,652,004	未 収 金	772,818	
		短 期 投 資		
		貯 蔵 品		
	1,762,100	前 払 金	1,762,100	
		前 払 費 用		
		他 会 計 借 入 金		
	1,621,040	雑 流 動 資 産	1,621,040	
		退 職 給 与 引 当 金	8,652,960	8,652,960
		修 繕 準 備 引 当 金	15,311,918	15,311,918
	3,592,000	未 払 金	5,398,400	1,806,400
	266,647	未 払 費 用	991,927	725,280
	5,698,568	預 り 金	12,350,518	6,651,950
	3,934,000	前 受 金	4,105,000	171,000
		雑 流 動 負 債		
		自 己 資 本 金	1,745,445,157	1,745,445,157
		借 入 資 本 金		
		資 本 剰 余 金	81,217,865	81,217,865
	40,525,000	利 益 剰 余 金 (一 次 損 金)	522,099,511	481,574,511
		損 益		
2,984,766,721	6,215,638,071	合 計	6,215,638,071	2,984,766,721

3 平成 25 年度経営方針  
 「熊本県企業局経営基本計画（第三期）」（平成 22 年度策定）に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進に取り組んでいく。  
 平成 25 年度は、当基本方針に掲げる「有料駐車場事業の安定経営維持」に向け、利用台数の増加を図るために、広報の強化、提携先の開拓等による利用者サービスの向上、県が実施する中心市街地活性化に関する施策への連携・協力による地域への貢献、料金見直しの検討等に取り組む。

4 平成 25 年度予算の概要  
 平成 25 年度予算の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出	
事業収益	128,580,000円
(内訳)	
営業収益	127,407,000円
営業外収益	1,173,000円
事業費	80,167,000円
(内訳)	
営業費用	68,964,000円
営業外費用	9,203,000円
予備費	2,000,000円

差引純利益 48,413,000円

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入 0円

資本的支出 0円

熊本県公告第344号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第1条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年6月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
コンピュータネットワークシステム一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県商工観光労働部新産業振興局産業支援課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年5月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
N T Tファイナンス株式会社 南九州支店  
熊本市中央区花畑町4-1
- 5 落札金額  
770,427円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成25年4月9日

熊本県公告第345号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 借入物品及び数量  
パソコン 1,330セット  
プリンタ 9セット
  - (2) 業務に係る入札・契約担当部局  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
  - (3) 借入物品の規格、品質等  
要求仕様書による。
  - (4) 借入期間  
平成25年10月1日から平成30年9月30日まで
  - (5) 納入場所  
要求仕様書のとおり
  - (6) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(2)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたものにより、紙入札により入札することができる。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなりICカードの再取得を準備をしている者  
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
  - (7) 入札金額  
入札金額は、1か月当たりの賃借料とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金

- 額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心  
得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契  
約等）運用基準の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平  
成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有す  
ると決まるとお受け付けすること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアか  
らエ  
ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間  
公告の日から平成25年6月28日（金）午後5時まで  
イ 競争入札参加資格審査申請書提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。  
エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送  
する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の  
申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る  
更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の  
申立てを行っている者又は申立てをなされた者については、裁判所からの再生計画認可の  
決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本  
県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たすことについて、確認を受けること。
- 3 入札参加のための確認申請  
(1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者  
であることの確認を受けるため、次の書類を提出すること。  
ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 機能等証明書及びその他提出書類
- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札シス  
テムにより提出すること。ただし、(1)アに添付するイの書類の電子データの容量が3  
メガバイトを超える場合は、イの書類の目録をアに添付して電子入札システムにより  
提出し、イの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参に  
より提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカード  
を使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札す  
る場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に  
限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から平成25年7月10日（水）午後5時まで
- (4) 提出先  
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は、電子入札システムにより、書面での提  
出があった場合は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等  
(1) 要求仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の  
取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告  
の日から平成25年7月26日（金）午後1時30分まで行う。
- (2) 入札の方法等  
ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成25年7月25  
日（木）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。  
イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 平成25年7月26日（金）午後1時30分  
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課  
（県庁行政棟新館9階）  
(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 25 年 7 月 25 日(木)(必着)までに 1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「借入物品の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「借入物品の名称」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

(3) 開札の方法及び日時等  
開札は電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合など当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらが立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない県の職員)のもとに(2)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(4) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けるときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時が再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(5) 入札の無効  
次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

- ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれかに該当する入札
- イ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
- オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(6) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)第 89 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(8) 入札保証金  
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否  
要

(2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して 14 日を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して 7 日を経過した日

(4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額(1 月当たりの賃借料)に借入月数(60 月)を乗じた金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(5) 契約条項を示す場所  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-333-2143

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 入札の業務内容、要求仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班

電話番号 096-333-2143

ファックス番号 096-381-8211

- (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）

## 8 Summary

- (1) Name and Quantity of commodity

1,330 sets of personal computer

9 sets of printer

- (2) Date and Place for tender:

Date: July 26 2013 1:30 p.m.

Place: The ninth floor Information and Planning Division room. New building  
Prefectural

Office of Kumamoto

- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Information and Planning Division, Transportation Policy and Information Bureau

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo-Ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2143

- (4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

## 登載依頼

### 熊本県行政文書等管理委員会公告第1号

平成25年度第1回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。

平成25年6月14日

熊本県行政文書等管理委員会 会長 米澤和彦

#### 1 開催日時

平成25年6月24日（月）

午前10時00分から（2時間程度）

#### 2 開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁本館13階 展望会議室

#### 3 議題

(1) 行政文書ファイル管理簿について

(2) 行政文書管理状況報告について

(3) 特定歴史公文書利用制度について 等

#### 4 傍聴者の定員

10人

#### 5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。

(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

#### 6 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）